

編集 取手市農業委員会（会報委員会）

取手市藤代700番地 TEL74-2141（代）FAX82-6450

農業委員会会長
新年のあいさつ取手市農業委員会
会長 海老原 丈夫

新年あけましておめでとうございます。

皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、農業委員会の活動に對

しまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

本年も引き続き、地域農業の発展と農地の適正利用の促進、さらには次代を担う農業者の育成・支援に、農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となつて取り組んでまいります。

昨今、農業を取り巻く環境は、気候変動や資材高騰、後継者不足など、厳しい状況が続いております。しかしながら、食と農の大切さが改めて見直さ

れる中、私たち農業委員会の果たす役割もますます重要となつております。

本年も、「地域とともに歩む農業委員会」として、皆さまの声に耳を傾けながら、地域農業の維持・発展のため、全力を尽くしてまいります。

どうぞ本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。幸を心よりお祈り申し上げ、新年のあいさついたします。



記事案内



- ・農地の利用状況調査・農地パトロール
- ・農地の適正管理のお願い……………2頁
- ・ストップ無断転用……………3頁
- ・お知らせ……………4・5・6頁
- ・農作業臨時雇標準賃金
- ・賃借料情報
- ・農業者年金・全国農業新聞
- ・水田営農実地計画書の提出
- ・農地の貸し借り
- ・カメムシの発生防除対策
- ・イネ縞葉枯病の発生防除対策
- ・取手市農業公社からのお知らせ
- ・安全な機械操作を
- ・農地での焼却には、十分な注意をお願いします

編集後記

農地の利用状況調査・農地パトロールについて

農業委員会では、毎年農地法第30条に基づき農地の利用状況について調査を実施しております。新たに遊休農地となった場合は、利用意向などの調査等が行われます。

○ 利用意向確認調査実施 12月から1月

農地パトロール

調査を実施する際に農地等に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○ 毎年の現地調査実施期間 8月から11月頃まで
(期間にかかわらず、常時見回りをしています。)



農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しており、地域の貴重な財産であります。

しかし、近年耕作者の高齢化等に伴い、耕作依頼や不耕作になる農地が多くなってきております。



耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病虫害の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大変迷惑を及ぼすこととなります。

(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が非常に多くなっております。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。

農地の転用には許可・届出が必要です (ストップ無断転用)

農地は、大切な食料の供給基盤です。一度、農地以外に転用されると元に戻すことは極めて難しいことから、無断転用は地域農業の大きな迷惑となります。

○ 農地を転用する場合及び、農地に土を入れるときは「農地法に基づき転用等の手続き」が必要です。

農地転用とは：住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、山林等農地以外の用地に転換することで面積の大小には関係ありません。なお、一時的に資材置場等に利用する場合も転用になります。

農地転用許可の基準

(市街化区域内の農地転用) 一 届 出 (市街化調整区域内の農地転用) 一 許可等

市街地に近接した農地や、生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準(農地区分)に応じて、次により転用の可否が判断されます。

農地区分	要 件	許可方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内農地	原則不許可
地域計画区域内農地	地域の話し合いによって農業経営や農地利用の将来像について定められた農地	除外手続きが必要
甲 種 農 地	市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集団農地で高性能農業機械での営農可能農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等 公益性の高い事業の用に供する 場合等は許可
第1種農地	・集団農地(10ha以上) ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等 公益性の高い事業の用に供する 場合等は許可
第2種農地	・農業公共投資の対象となっていない小集団の 生産力の低い農地 ・市街地として発展する可能性のある農地	農地以外の土地や第3種 農地に立地困難な場合等 は許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内農地 ・市街地にある農地	原則許可

○ 許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかったら？

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可申請の計画どおりに転用していなかった場合には、農地法に違反することとなり、工事中止、現状回復等の命令がなされる場合があります。

また、罰則の適用もあります。

(3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金)

◎詳しくは農業委員会事務局 (☎74-2141内線2101・2102) までお問い合わせください。

令和7年度取手市農作業臨時雇標準賃金

1. 人力労賃[8時間労働]

作 業 別	賃 金	備 考
田 植 (補助)	10,500円	(賄いなし)
稲 刈 (補助)	9,500円	(賄いなし)

2. 作業別請負料金 (10a当り)

作 業 別			賃 金
田耕起	トラクター		4,500円
畔 塗 り			100m 4,000円
水田代かき	トラクター		8,000円
田 植	田 植 機	請負者苗持ち	20,000円～22,000円
		委託者苗持ち	8,000円
稲 刈	コンバイン		20,000円～28,000円 倒伏・圃場等の条件による
乾 燥 調 整 (粃すり含む)			18,000円
稲刈りから乾燥・調整 (粃すり含む) まで			38,000円～
育苗 (硬化苗)	1箱当り		810円
畑耕起	トラクター		5,000円
草刈り	トラクター等		10,000円

※燃料代は、請負者負担・料金は税抜きです (育苗 (硬化苗) のみ税込み)

※この農作業賃金はあくまでも標準額ですので、圃場条件、作業条件など適宜、当事者間で相談のうえ、決定してください。農家各位の目安として活用され、農作業に支障のないようご利用願います。

賃 借 料 情 報

令和4年1月から令和6年12月までに締結 (公告) された賃貸借における賃借料水準 (10a当り) は、以下のとおりとなっております。

田 (水稻) の部

(10a当り・円)

締結 (公告) された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	13,700	33,132	5,798	513

参考：物納 1俵～1.5俵／10a当り

畑 (普通畑) の部

(10a当り・円)

締結 (公告) された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	11,300	29,000	8,283	30

農業者年金に加入しよう

新農業者年金は、加入者数や受給者数に左右されず、又、現役の加入者の保険料に依存しない積立方式です。老後の生活の安定のため、新農業者年金への加入をお勧めします。

加入要件は…

1. 年齢要件…60歳未満

※令和4年5月から、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できるようになりました。

2. 国民年金の要件…第1号被保険者

(但し、保険料免除者でないこと)

3. 農業上の要件…年間60日以上、農業に従事する者

以上、3つの要件を満たせば誰でも加入することができます。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



全国農業新聞

農業者の目線にあった分かりやすい紙面・週刊紙として、タイムリーなテーマを踏まえた記事を中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供します。

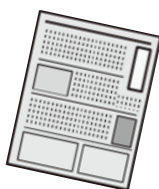
◇発行日 毎週金曜日

◇購読料 月700円

令和8年4月から月900円

◇発行 全国農業会議所

◇申込先 農業委員会事務局



水田営農実施計画書は必ず提出してください

2月中旬に、取手市農業再生協議会より、令和8年度の水田営農実施計画書が、農業者の皆様に送付されます。

この計画書は、各農業者の水田活用方法を確認すると共に、米生産数量目標を把握するうえで非常に重要となりますので、休耕や他の農業者に委託している場合もその旨を記載して、必ず提出していただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】取手市役所 農政課
☎74-2141 (代) 内線2111

農地の貸し借り

農地の耕作を行うことが難しい場合は、認定農業者や意欲ある農家に紹介をします。農地を貸したい、借りたいという方は、農業委員会にご相談ください。耕作者を探すお手伝いをいたします。

※地域によっては、担い手不足により耕作者が見つからない場合もあります。

イネ縞葉枯病の発生防除対策

薬剤防除

ヒメトビウンカは、育苗箱施薬剤で防除するか、6月上旬～中旬の成虫が来る時期に本田散布して防除します。

耕起

ヒコバエは、ヒメトビウンカを増加させたりしますので、収穫後は水田を耕起しましょう。

雑草除草

ヒメトビウンカは、イネ科雑草へ移動して幼虫態で越冬するので、畦畔等の除草を徹底しましょう。

カメムシの発生防除対策

薬剤防除

幼虫の防除適期は、出穂10日～15日後頃防除します。

成虫は穂揃期が適期であるが、収穫前日数等に十分注意する。

また、周辺作物（特に早生品種）に飛散しないよう十分注意する。

取手市農業公社からのお知らせ

(一財) 取手市農業公社では、冬場の農地の草刈りを請け負います。どうぞご利用ください。

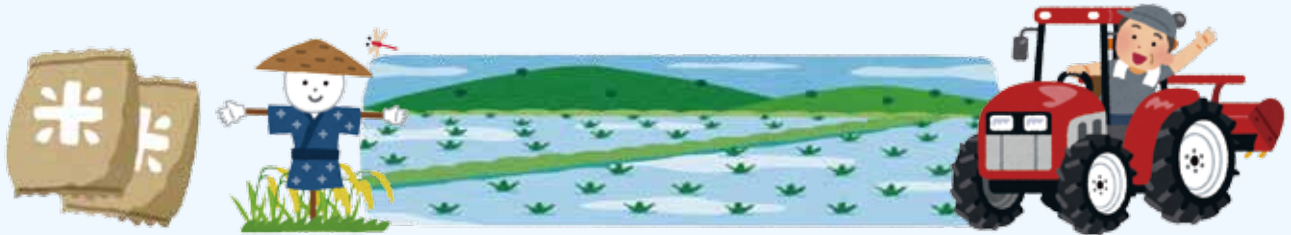
実施期間 : 1月から2月末頃まで

料 金 : 農地の現状によりお見積りいたします。

なお、車輛の侵入が困難、木が生えている、不法投棄がある等の場合はお引き受けできません。

【お問い合わせ先】取手市農業公社(取手市役所 藤代庁舎1階)

☎74-2141(内線2170・2110)



安全な機械操作を!

農耕トラクター、コンバイン、田植機などで、小型特殊自動車規格以外は、大型特殊免許が必要となります。大型特殊免許をお持ちでない方が、公道を運転すると無免許運転となりますのでご注意ください。(所有する農業機械で大型特殊免許が必要かどうかは、購入された販売店でご確認ください。)

また、農業機械による事故は、ハンドルやブレーキの操作ミスによるものが多くなっています。圃場・道路状況に応じた、確実な運転を行いましょ。



農地での焼却には十分な注意をお願いします



近年、農地での作業に伴う焼却による煙や、悪臭に対する苦情が多く寄せられています。

特に住宅地周辺では、煙などによる体調不良や洗濯物などへ影響を与えることもあり、できるだけ堆肥化したり鋤き込みするなり対処しましょう。

皆さんのご協力をお願いいたします。

編集後記

令和7年の値上げ品目は、原材料費の高騰や光熱費、人件費、物流費の上昇が、主な要因になっている。特に原材料費が全体の97%になっている。食品業界にも大きな影響を与えている。米価も例外ではなく、令和の米騒動と言われる程、米価が急高騰した。

令和7年、石破前政権は増産に舵を切り、小泉農相を当てた。農相は備蓄米を放出し、米価を落ち着かせるための苦渋の決断によるものだったと言っている。そして、10月21日に高市内閣が発足し、新農相に鈴木憲和氏が就任した。

新農相は、10月27日の民放番組で「望ましい価格水準を、首相が発言すべきものではない」と指摘した。農相は、「需要に応じた生産」「価格は市場で決めるべきだ、価格にはコミットしない」と需要の安定を図ることで、結果として価格の安定を目指すことの姿勢を示した。

ここ3カ月で米の政策は揺らいでいるが、我々農業従事者は、家族を大切にし、自分を信じ、生産性を高め「力耕不吾欺」のもと、日々前進することが不可欠だと思う。

会報委員長代理 色川 昇